

雇児保発 1226 第 1 号  
平成 26 年 12 月 26 日

各 

〔	都道府県	〕	児童福祉主管部（局）長 殿
	指定都市		
	中核市		

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長  
(公 印 省 略)

「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の円滑な運営について」の  
一部改正について

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業については、「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の円滑な運営について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児保発第 0529 第 1 号本職通知。以下「本通知」という。）により実施されているところであるが、今般、別紙のとおり本通知の一部を改正することとしたので、御留意の上、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の円滑な運営について」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児保発 0529 第 1 号 平成 2 6 年 5 月 2 9 日</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;一部改正&gt; 雇児保発 1226 第 1 号</u> <u>平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 (公印省略)</p> <p>保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の円滑な運営について</p> <p>「安心子ども基金管理運営要領」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号・雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙。以下「運営要領」という。）の別添 7 の 6（以下「別添 7 の 6」という。）に定める「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」については、以下によることとしたので、その円滑な実施を図るため、ご了知いただくとともに、関係機関への周知方よろしくご配意願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">雇児保発 0529 第 1 号 平成 2 6 年 5 月 2 9 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 (公印省略)</p> <p>保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の円滑な運営について</p> <p>「安心子ども基金管理運営要領」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号・雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙。以下「運営要領」という。）の別添 7 の 6（以下「別添 7 の 6」という。）に定める「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」については、以下によることとしたので、その円滑な実施を図るため、ご了知いただくとともに、関係機関への周知方よろしくご配意願いたい。</p>

記

1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の対象について

(1) 対象となる施設

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（以下「本事業」という。）の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は次のいずれか又はその両方を満たすものであり、いずれも別添 7 の 6 に定める時期までに、本事業の対象となる幼稚園教諭免許状を有しており、かつ、保育士資格を有していない者（以下「受講者」という。）が保育士証の交付を受けるまでの間、以下の内容を満たしていること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 3 項に規定する施設のうち、幼稚園と保育所で構成されるもの（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であること。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の認定こども園法（以下「改正認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「新幼保連携型認定こども園」という。）への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設（以下「保育所等」という。）であること。

(2) 受講者

記

1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の対象について

(1) 対象となる施設

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（以下「本事業」という。）の対象となる施設は次のとおりであり、いずれも別添 7 の 6 に定める時期までに、本事業の対象となる幼稚園教諭免許状を有しており、かつ、保育士資格を有していない者（以下「受講者」という。）が保育士証の交付を受けるまでの間、以下の内容を満たしていること。

・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 3 項に規定する施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）又は当該施設の認定を目指す施設（以下「対象施設」という。）であること。

(2) 受講者

① 対象者

本事業の対象となる受講者は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。

また、当該者は保育士資格取得後、保育士登録した日から起算して対象施設に1年以上勤務すること。

② （略）

(3) 指定保育士養成施設

① 受講方法

受講者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修することで上記(2)の①の要件を満たす場合も本事業の対象とする。

② 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始とする。

① 対象者

本事業の対象となる受講者は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）において教科目の受講を開始し、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11第2項の規定により保育士資格を取得すること。

また、当該者は保育士資格取得後、保育士登録した日から起算して対象施設に1年以上勤務すること。ただし、幼保連携型認定こども園以外に勤務する受講者が本事業により保育士資格を取得した場合は、取得後速やかに保育所又は認定こども園に勤務すること。

② （略）

(3) 指定保育士養成施設

① 受講方法

受講者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その教科目を履修することで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

② 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日を受講開始とする。

(4) 運営要領別添11の2の対象施設に勤務している保育士の幼稚園教諭免許状取得に伴う代替保育士の雇上費

① 対象施設

運営要領別添11の2（以下「別添11の2」という。）に掲げる対象施設（以下「別添11の2の対象施設」という。）。ただし、当該対象施設のうち、国又は地方公共団体が設置した施設は除く。

② 対象者

別添11の2の対象施設に勤務している保育士（以下「対象保育士」という。）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士」という。）であること。

2 (略)

3 対象経費の支払い等について

(1) 支払い

① 養成施設受講料や教材費等の経費（以下「対象経費」という。）は受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間勤務した後に支払うことができる。ただし、本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び取得後対象施設において1年間の勤務を終えることが見込まれない場合は、当該支払を受けることができない。

② 代替保育士雇上費は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後に支払うことができる。ただし、別添11の2で定める実施期限までに対象保育士が幼稚園教諭免許状の取得及

(4) 対象施設に勤務している保育士の幼稚園教諭免許状取得に伴う代替保育士の雇上費

① 対象施設

上記1の(1)で規定する対象施設。ただし、当該対象施設のうち、国又は地方公共団体が設置した施設は除く。

② 対象者

対象施設に勤務している保育士（以下「対象保育士」という。）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士」という。）であること。

2 (略)

3 対象経費の支払い等について

(1) 支払い

① 養成施設受講料や教材費等の経費（以下「対象経費」という。）は受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設又は保育所あるいは認定こども園に1年間勤務した後に支払うことができる。ただし、本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び取得後1年間保育所又は認定こども園に勤務することができない場合は、当該支払を受けることができない。

② 代替保育士雇上費は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後に支払うことができる。ただし、「安心こども基金管理運営要領」の別添11の2で定める実施期限までに対象保

び取得後別添 1 1 の 2 の対象施設において 1 年間の勤務を終えることが見込まれない場合は、当該支払を受けることができない。

(2) 支払いの申請及び確認

① 受講者の対象経費

対象施設は、受講者が保育士登録後、対象施設に勤務を開始した日から起算して 1 年経過した日の属する月の末日までに、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式 2）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に 1 年以上勤務していることが確認できる書類  
イ及びウ （略）

② 代替保育士の雇上費

別添 1 1 の 2 の対象施設は、対象保育士が幼稚園教諭免許状を取得した日の属する月の末日までに、完了報告書及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

ア 対象保育士及び代替保育士が別添 1 1 の 2 の対象施設に勤務していたことが確認できる書類  
イ （略）

育士が幼稚園教諭免許状の取得及び取得後 1 年間幼稚園又は認定こども園に勤務することができない場合は、当該支払を受けることができない。

(2) 支払いの申請及び確認

① 受講者の対象経費

対象施設は、受講者が保育士登録後、保育所又は認定こども園に勤務を開始した日から起算して 1 年経過した日の属する月の末日までに、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式 2）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 受講者が保育士証の交付を受けた後、保育所又は認定こども園に 1 年以上勤務していることが確認できる書類  
イ及びウ （略）

② 代替保育士の雇上費

対象施設は、対象保育士が幼稚園教諭免許状を取得した日の属する月の末日までに、完了報告書及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

ア 代替保育士が対象施設に勤務していたことが確認できる書類  
イ （略）

(3) 対象経費の留意事項

対象経費は、対象施設が受講者の保育士資格取得のために養成施設に支払った費用に基づき算定するが、この算定については、次の事項に留意する。

なお、この場合において、受講者が養成施設に支払った費用も含む。

①から⑥ (略)

4 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

養成施設の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

(2) 領収書（又は振込証明書類、クレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

アからカ (略)

(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効であること。

(3) 対象経費の留意事項

対象経費は、対象施設が受講者の保育士資格取得のために養成施設に支払った費用に基づき算定するが、この算定については、次の事項に留意する。

①から⑥ (略)

4 領収書について

(1) 受講に係る領収書

養成施設の長が、対象施設が支払った対象経費について発行した領収書とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。

(2) 領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

アからカ (略)

(3) 領収書に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効であること。

(4) 養成施設に係る領収書等については、確認後、原則として当該対象施設に返却すること。

但し、必要に応じて施設了承の上で写しを取っておくこと。

(5) 本事業は、受講者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許を取得し、対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設及び別添 1 1 の 2 の対象施設が対象経費を負担すること。

5 (略)

別添様式 1 及び 2 (略)

(4) 養成施設に係る領収書については、確認後、原則として当該対象施設に返却すること。

但し、必要に応じて施設了承の上で写しを取っておくこと。

(5) 本事業は、受講者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許を取得し、対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設が対象経費を負担すること。

5 (略)

別添様式 1 及び 2 (略)



各 { 都道府県  
指定都市 } 児童福祉主管部 (局) 長 殿  
中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長  
(公印省略)

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の円滑な運営について

「安心こども基金管理運営要領」(平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号・雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙。以下「運営要領」という。)の別添 7 の 6 (以下「別添 7 の 6」という。)に定める「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」については、以下によることとしたので、その円滑な実施を図るため、ご了解いただくとともに、関係機関への周知方よろしくご配意願いたい。

記

1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業の対象について

(1) 対象となる施設

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (以下「本事業」という。)の対象となる施設 (以下「対象施設」という。)は次のいずれか又はその両方を満たすものであり、いずれも別添 7 の 6 に定める時期までに、本事業の対象となる幼稚園教諭免許状を有しており、かつ、保育士資格を有していない者 (以下「受講者」という。)が保育士証の交付を受けるまでの間、以下の内容を満たしていること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 3 条第 3 項に規定する施設のうち、幼稚園と保育所で構成されるもの (以下「幼保連携型認定こども園」という。)であること。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 66 号) による改正後の認定こども園法 (以下「改正認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 (以下「新幼保連携型認定こども園」という。)への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設

(以下「保育所等」という。) であること。

(2) 受講者

① 対象者

本事業の対象となる受講者は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。

また、当該者は保育士資格取得後、保育士登録した日から起算して対象施設に1年以上勤務すること。

② 類似事業による貸付等を受けている場合の取扱い

保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、本事業の対象にならない。

(3) 指定保育士養成施設

① 受講方法

受講者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修することで上記（2）の①の要件を満たす場合も本事業の対象とする。

② 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日 又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始とする。

(4) 運営要領別添11の2に掲げる対象施設に勤務している保育士の幼稚園教諭免許状取得に伴う代替保育士の雇上費

① 対象施設

運営要領別添11の2（以下「別添11の2」という。）に掲げる対象施設（以下「別添11の2の対象施設」という。）。ただし、当該対象施設のうち、国又は地方公共団体が設置した施設は除く。

② 対象者

別添11の2の対象施設に勤務している保育士（以下「対象保育士」という。）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士」という。）であること。

2 実施計画書について

### (1) 提出

- ① 本事業を実施する対象施設は、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式1）及び（2）に定める確認書類を本事業の実施主体である都道府県、指定都市又は中核市（以下「実施主体」という。）に提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間とする。

- ② 実施主体は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに当該対象施設に通知すること。

### (2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、受講者及び代替保育士が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出させること。

また、本事業の対象となった受講者及び対象保育士が受講を開始した場合は、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出させること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出させること。

## 3 対象経費の支払い等について

### (1) 支払い

- ① 養成施設受講料や教材費等の経費（以下「対象経費」という。）は受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間勤務した後に支払うことができる。ただし、本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び取得後対象施設において1年間の勤務を終えることが見込まれない場合は、当該支払を受けることができない。

- ② 代替保育士雇上費は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後に支払うことができる。ただし、別添11の2で定める実施期限までに対象保育士が幼稚園教諭免許状の取得及び取得後別添11の2の対象施設において1年間の勤務を終えることが見込まれない場合は、当該支払を受けることができない。

### (2) 支払いの申請及び確認

#### ① 受講者の対象経費

対象施設は、受講者が保育士登録後、対象施設に勤務を開始した日から起算して1年経過した日の属する月の末日までに、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年以上勤務していることが確認できる書類

イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書

ウ 保育士証の写し

② 代替保育士の雇上費

別添1 1の2の対象施設は、対象保育士が幼稚園教諭免許状を取得した日の属する月の末日までに、完了報告書及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

ア 対象保育士及び代替保育士が別添1 1の2の対象施設に勤務していたことが確認できる書類

イ 対象保育士の幼稚園教諭免許状の写し

(3) 対象経費の留意事項

対象経費は、対象施設が受講者の保育士資格取得のために養成施設に支払った費用に基づき算定するが、この算定については、次の事項に留意する。

なお、この場合において、受講者が養成施設に支払った費用も含む。

① 対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学金（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とすること。

② 対象経費とならないものは、次の経費とすること。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用

オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等

③ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

④ 入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額を対象とすること。

⑤ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

⑥ 支給申請時点で養成施設に対して未納となっている入学金又は受講料は対象とならないこと。

4 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

養成施設の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、ク

レジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

(2) 領収書（又は振込証明書類、クレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「養成施設の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効であること。

(4) 養成施設に係る領収書等については、確認後、原則として当該対象施設に返却すること。  
但し、必要に応じて施設了承の上で写しを取っておくこと。

(5) 本事業は、受講者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許を取得し、対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設及び別添11の2の対象施設が対象経費を負担すること。

## 5 留意事項

(1) 実施主体は、提出された実施計画書に基づき、事業実施期限までの間、適切に補助が行えるよう、当該期間中において補助に必要な財源を確保しておくこと。

(2) 本事業の実施期間中において、対象施設が本事業の実施要件を満たしているかどうかの確認等に当たっては、必要に応じ市区町村と連携すること。また、本事業の適正な実施を確認するために市区町村との連携が不可欠であると実施主体が判断する場合は、市区町村を通じて対象施設に対して補助することも差し支えないが、その実施に当たっては、市区町村と十分協議すること。

(別添様式1)

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日  
対象施設の長 (印)

①施設名	施設名		
②住所	(〒 - )		電話 ( ) -
③受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
④養成施設名			
⑤受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要する費用	入学料 円、受講料 円、合計 円		
⑧保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を受けている ・ 受けていない		
⑨代替保育士の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
(備考)			

(別添様式2)

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日  
対象施設の長 (印)

①施設名	施設名		
②住所	(〒 - )	電話 ( ) -	
③受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
④養成施設名			
⑤受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要した費用	入学料 円、受講料 円、合計 円		
⑧代替保育士の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
⑨代替保育士の雇上期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間)		
(備考)			